

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	1 一般 国道455 号の整備 促進につ いて	<p>一般国道455号は、令和3年6月に策定された岩手県新広域道路交通計画において「一般広域道路」として位置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上からも、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特にも冬期間の通行が危険な状況にあります。</p> <p>つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 玉山地域は特に降雪量が多く、除雪により道路幅員が狭小となり、安全な通行の支障となっていることから、令和5年度から工事着手が計画されている堆雪帯整備の早期の完成を図ること。</p> <p>② 冬期間の凍結、融解に起因した舗装の亀甲状のひび割れや、窪みが全線の各所に散見され、事故を誘発する危険性があることから、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕を実施すること</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>①要望の盛岡市玉山地域では、令和5年度に蕨川地区と逆川地区で堆雪帯整備を事業化したことから、令和5年度は電柱移設及び側溝設置工事を進めてきたところであり、早期完成に向けて整備を推進していきます。(A)</p> <p>②また、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕は、早期の工事実施は難しい状況ですが、日常的な道路パトロール及び道路の維持修繕により、適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1、 C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	2 一般 国道340 号及び一 般県道大 川松草線 の整備促 進につい て (1) 一 般国道 340号の 整備促進 について	<p>一般国道340号は、本町の産業経済及び住民生活に必要不可欠な路線であり、広域における救急搬送においても大きな役割を担っている他、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている非常に重要な路線ですが、陸前高田市から八戸市の間で唯一、宮古岩泉間に未改良区間が残されており、つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 岩泉側の未改良区間9kmのうち、事業化された浅内地域の約1.4kmについて、早期に工事着手すること。 ② 未改良区間9kmのうち、事業化されていない約7.6kmについても、早期に事業化すること。 ③ 道路改良が完了するまでの間は、(1)各所への待避所整備と(2)舗装の全面修繕を早急を実施すること。</p>	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。</p> <p>①このため、岩泉側の浅内地区約1.4kmについては、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和5年度は、道路詳細設計等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>②なお、事業化されていない約7.6kmについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>③-(1)待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>③-(2)また、舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1、 B : 1、 C : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	2 一般 国道340 号及び一 般県道大 川松草線 の整備促 進につい て (2) 大 川松草線 の整備促 進につい て	<p>一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であることから、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 起点の大渡地区から唐地公民館までの区間は、バス路線でもあることから2車線化すること。 ② 唐地公民館から櫃取までの区間は、(1)車両のすれ違いが容易となる道幅に改良するほか、道路改良が完了するまでは、(2)各所への待避所整備と(3)舗装の全面修繕を早期に実施すること。 ③ 学校統合により、片道1時間以上の通学時間を要し、児童生徒の負担が大きいことから、スクールバスの安全な運行に支障が生じないよう早急に拡幅改良整備を行うこと。</p>	<p>①一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業化した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mの内約840mの道路改良工事が完了したところです。 残りの区間については、令和4年度に全ての用地取得が完了したことから、引き続き道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>①②-(1)③その他の区間については早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:3)</p> <p>②-(2)待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>②-(3)舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施したところです。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A:1、 B:1、 C:4

【反映区分】

- A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの
- B: 実現に努力しているもの
- C: 当面は実現できないもの
- D: 実現が極めて困難なもの
- S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	3 道路 交通ネット ワークの整備 促進について (1) 一般県道普 代小屋瀬線 及び一般県道 安家玉川線の 整備促進につ いて	<p>道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 各所にある河川との高低差が小さい道路の嵩上げを行うこと。</p> <p>② 未改良部分を整備すること。特に(1)普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁付近、(2)旧安家小学校から川口付近、(3)安家玉川線の年々口橋から茂井付近の区間は車両のすれ違いが容易となるよう早期に着手すること。</p>	<p>①一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画として整備を進め、令和4年度に完成したところです。(A)</p> <p>なお、その他の区間の道路の嵩上げについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>②-(1)松ヶ沢から燃壁付近については、「松林～坂本」工区として事業化し、令和4年度までに全10か所の内2か所が完成したところであり、令和5年度は残り8か所の内1か所の工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>②-(2)(3)旧安家小学校から川口付近、及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	A: 2、 C: 3

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	3 道路 交通ネット ワーク の整備促 進につい て (2)主 要地方道 宮古岩泉 線及び一 般県道有 芸田老線 の整備促 進につい て	<p>道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 主要地方道宮古岩泉線は、町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。</p> <p>② 岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの区間は、2車線化の改良に早期に着手すること。</p> <p>③ 一般県道有芸田老線は、栃の木地区から肘葛地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。</p>	<p>①②③要望区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:3)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C:3

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	4 災害 対策につ いて (1)土 砂災害警 戒区域等 の土砂流 出防止対 策につい て	本町の土砂災害警戒区域等は946箇所ありますが、そのうち対策が完了した箇所は44箇所となっております。 つきましては、住民生活の安全確保のため、次のとおり要望します。 ① 未対策箇所のうち、住宅地など緊急度の高い場所から優先的かつ速やかに対策を講じること。	県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。 岩泉町におけるハード対策については、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応として27か所に国の補助事業を導入し集中的に砂防堰堤の整備を推進しており、これまでに25か所が完了したところです。 今後も砂防事業等のハード対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等の整備を優先するなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。(A)	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1
令和5年 7月20日 (木)	4 災害 対策につ いて (2)小 本川河口 の防災対 策につい て	二級河川小本川の河口部の土砂の堆積については、令和4年度に対策工事に着手するなど、格段の御配慮をいただいているところですが、小本地区の浸水被害防止の観点から、次のとおり要望します。 ① 事業着手した河口部の閉塞対策工事について早期の完成を図ること。 ② 河口部に堆積した土砂の除去対策について継続して実施すること。	小本川河口部は、近年土砂の堆積が進行しており、県としても対策の必要性を認識しているところです。 河口部の閉塞対策については、平常時の流路の安定を図るための対策を検討し、令和4年12月に対策工事に着手し、整備を進めているところです。(A) また、河口部の堆積土砂については、河口部の閉塞対策工事と併せて掘削することとしています。(A)	沿岸広域 振興局	土木部	A : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	5 済生会岩泉病院の医師派遣と看護師の確保について	<p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院であり、入院・外来患者のほか、町内6地域での診療所開設により地域医療を担っております。</p> <p>しかし、現在の常勤医師は2名のみであり、看護師も不足し、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設等に支障を来している状況にあります。</p> <p>つきましては、地域の安定した医療体制構築のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 常勤医師3人体制とするため、当該病院に対し、県から医師を派遣すること。 ② 看護師の人材確保対策を引き続き支援すること。</p>	<p>【医師確保】</p> <p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計151名の養成医師を配置したところです。</p> <p>また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っています。</p> <p>済生会岩泉病院については、これまで病院からの要望に基づき、自治医科大学卒業医師を派遣してきたところですが、県内の医師不足は深刻で、毎年、県内市町村から多数寄せられる配置に関する要望全てに対しては応えられない状況にあり、令和4、5年度は岩泉病院に大学等からの診療応援で体制を維持していただくよう協力をお願いし、派遣を見送らせていただいたところです。</p> <p>引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>【看護師】 看護師の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度、就職進学説明会やナースセンターによる再就業支援などの事業に取り組んでいます。 特に沿岸部については、修学資金貸付制度に被災者枠を設けるとともに沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の入学定員を8名増員し32名とするなど、沿岸地域での確保対策に重点的に取り組んできたほか、ナースセンターとハローワークとの連携による復職支援などにより、令和5年4月時点で、県内看護師等養成所の卒業生は35人（うち1人が済生会岩泉病院に入職）、ナースセンター等のマッチングにより15人が沿岸部に勤務しています。 引き続き、県内医療機関において必要な看護人材が養成・確保されるよう努めていきます。(B)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	6 農林 水産業対 策につい て (1) 安 家川にお けるサク ラマスの 増殖体制 について	平成9年11月4日付け「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、下安家漁業協同組合は岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますことから、次のとおり要望します。 ① 当該事項が関係者合意のうえ、適切に実行されること。	サクラマスは、近年の海洋環境の変化の中にあっても、漁獲量が比較的安定していること、他の魚種の漁獲が少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であること及び遊漁対象種として人気が高いことから、県ではサクラマスの資源造成に取り組んでおります。 サクラマスの資源造成において、県では、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にして池で継代された稚魚を関係漁協と連携しながら県内の河川に放流しています。 資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえ、適正な必要数の把握に努めているところであり、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、現在においても、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた場合は上流への再放流が行われており、当時の確認事項が遵守されています。 安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援していきます。(B)	沿岸広域 振興局	水産部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	6 農林 水産業対 策につい て (2) ツ キノワグ マの捕獲 について	<p>本町におけるツキノワグマの目撃及び被害件数は、住宅や学校、観光施設付近などで増加しており、人家付近で人命への危害が発生するなど、日常生活を送る上で非常に心配される状況となっています。</p> <p>つきましては、ツキノワグマの捕獲について、次のとおり要望します。</p> <p>① 里山において、出没数を把握するための調査を実施するとともに、人命及び財産への被害を防ぐため、捕獲の割当頭数を増加すること。</p> <p>② 人命への危害のおそれがある場合に迅速な対処ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般について、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。</p>	<p>1 ツキノワグマの出没数については、市町村から毎月報告をいただいているところですが、今年度から環境省の「捕獲情報収集システム」により報告をいただくこととしており、報告いただいた出没の日時や場所、被害の状況等について市町村においても随時確認が可能ですので、御活用願います。</p> <p>県が令和3年度に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」では、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長などを行ったところです。</p> <p>市町村に対しては、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、捕獲実態に応じて捕獲上限数をあらかじめ配分するなど、市町村の対応の円滑化に向けた取組を進めており、特にも令和5年度は、ツキノワグマの大量出没を受け、これまでにない規模の追加配分を行ったところです。</p> <p>また、ツキノワグマによる被害の防止にあたっては、捕獲とともに、電気柵の設置ややぶの刈払い等の被害防除の取組が重要であることから、これらへの支援も含めた総合的なツキノワグマ対策に取り組んでいきます。(B)</p> <p>2 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減と合わせて、地域個体群の保全も求められており、県全体で個体数を管理していく必要があることから、現状では捕獲許可権限は委譲しておりません。</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>他方、県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等における捕獲許可の権限は市町村に委譲しているところです。</p> <p>また、捕獲の特例許可については、市町村における円滑な対応に資するため、令和4年度から許可期間を30日間から90日間に延長したところです。</p> <p>今後も個体群を維持しながら被害を抑制できるよう、市町村の実情を踏まえた運用に努めていきます。(B)</p>			
令和5年7月20日(木)	6 農林水産業対策について (3)ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲に対する支援について	<p>ニホンジカの食害が年々拡大する中で、本町では有害捕獲実施隊員を委嘱し、有害捕獲に積極的に取り組んでいるところですが、近年は、イノシシの群れも確認されておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>① 市町村が取り組むニホンジカ及びイノシシの有害捕獲に対して、継続して十分な財源を確保するよう、国に働きかけること。</p> <p>② 市町村境を越えて移動繁殖することから、県においても捕獲への補助の嵩上げを行うこと。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策(地域ぐるみ活動)を実施していくことが重要です。このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国庫)を活用し、有害捕獲、電気さくの設定や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。</p> <p>1 有害捕獲に関する財源確保については、令和5年6月、国に対する「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」において、鳥獣被害防止総合対策交付金における「有害捕獲活動に係る十分な予算の確保と早期配分」を要望したところです。(A)</p> <p>2 また、捕獲への補助の嵩上げについても、鳥獣被害防止総合対策交付金における有害捕獲活動への補助上限単価を、実費用に見合う単価に引き上げるよう併せて要望したところであり、今後も機会を捉えて国に対し必要な対策を講じるよう求めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	A:1、 B:1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月20日(木)	6 農林水産業対策について (4) ナラ枯れ罹患木の駆除に対する財源の確保について	<p>近年、県内で増加しているナラ枯れ被害は、本町においても拡大しており、令和2年度の処理量約89立方メートルから、3年度は立木くん蒸処理を除き約506立方メートル、4年度は599立方メートルと急増しております。</p> <p>対策に係る経費の配分には格段の御高配をいただいているところですが、ナラ枯れ被害の拡大は引き続いておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>① 今後においても、ナラ枯れ対策に必要な経費について、十分な配分をすること。 ② 地域におけるナラ枯れ対策に必要な予算を不足なく措置するよう、国に対して引き続き働きかけること。</p>	<p>県では、沿岸北部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、令和5年6月に、森林病虫害等防除事業予算の十分な措置や被害地周辺での予防を目的とした伐採を支援する事業の創設を国に要望した結果、令和6年度の新たな補助メニューとして創設されたところです。(A)</p> <p>このことを受けて、県では令和6年度当初予算において、ナラ枯れ被害木と未被害木の一体的な伐採・搬出を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進するための経費を新たに計上したほか、ナラ枯れ駆除等に係る予算も増額するなど、被害防除の取組を強化しています。(A)</p> <p>今後とも、被害の状況等に応じながら、効果的に事業を組合せ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	A : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	6 農林 水産業対 策につい て (5)家 畜獣医師 の確保に ついて	<p>本町の畜産農家を診療していた共済組合獣医師が、令和2年12月をもって退職し、現在は開業医による診療に頼っている状況ですが、緊急時、夜間及び土日の対応において畜産農家が大きな不安を抱えている現状にあります。</p> <p>つきましては、地域の畜産農家を守っていくため、次のとおり要望します。</p> <p>① 引き続き、県が中心となり、獣医師の地域偏在の解消による、過不足のない地域獣医師医療体制確立に向けた対策を実施すること。</p>	<p>獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域の獣医療提供体制の確保に向けた、関係機関・団体による検討の場を設定しています。</p> <p>本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止を受け、令和3年1月以降、地域の家畜診療体制を確保するため、岩泉町、田野畑村、JA、共済組合及び県による地域検討会を延べ12回開催しています。</p> <p>地域検討会においては、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組み、その結果、開業獣医師（新卒獣医師を含む）の誘致及び地域外開業獣医師の当地域への診療範囲の拡大により地域獣医療を確保することとしています。</p> <p>令和6年度においても、引き続き地域検討会を開催し、本地域の獣医療提供体制の確保に向けて支援していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	6 農林 水産業対 策につい て (6)サ ケ資源の 持続化に 向けた取 組につい て	<p>サケは本町における漁業の主要な収入源であります が、海洋環境の変化等の要因により近年記録的な不漁 が続き、漁獲高の減少に歯止めがかからない状況にあ ります。</p> <p>また、不漁による種卵の確保困難と、稚魚放流数の 減少も続いております。</p> <p>つきましては、本町の漁業を支えるサケ資源の回復 のため、次のとおり要望します。</p> <p>① サケ資源の持続化に向けた、種卵確保及び回帰率 向上のための取組及び支援を継続すること。</p>	<p>回帰率低下の大きな原因である稚魚放流後の減耗 は、春期沿岸の高水温化などサケ稚魚の生育環境の悪 化や北上回遊に適した期間が以前より短くなっている ことが要因の一つと考えられています。</p> <p>このため、県では、サケ稚魚の生産に必要な種卵の 確保に向け、定置網で漁獲されたサケの活用や県外か らの確保に努めるほか、生残率が高いとされる大型で 強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組ん できました。特に、令和4年度にあっては、自県のみ では計画どおりの種卵確保が困難となったことから、 漁業関係団体との連携により他道県への働きかけを行 い、県外からの移入卵の積極的な活用を図ったところ です。</p> <p>また、大型で強靱な稚魚を確実に確保していくた め、県では、令和4年度から改良餌等の本格的な導入 への支援を開始しており、こうした取組により、サケ 資源の早期回復に向け、漁業関係団体と連携しなが ら、種卵確保及び回帰率向上のための取組及び支援に 取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	水産部	A : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	6 農林 水産業対 策につい て (7)放 流用アワ ビ、ナマ コ種苗へ の支援に ついて	アワビは、町の採介藻漁業水揚額の約8割を占める最重要品目ですが、平成28年以降、磯焼けにより水揚量が激減しており、水揚量回復のため、漁場環境の回復と毎年安定した量の種苗放流が必須となっております。 また、ナマコは近年需要が増加しており、漁業者の所得向上に寄与する可能性が高く、アワビと同様に毎年安定した量の種苗放流を行う必要があります。 つきましては、漁業経営者の経営改善と水産資源の持続的な利用を図るため、次のとおり要望します。 ① アワビ種苗放流支援に係る予算を十分に確保するよう、国に働きかけること。 ② ナマコ種苗放流について、アワビ種苗放流と同様の支援策を講じるよう、国に対して働きかけること。	県では、アワビ資源の回復を図るため、アワビ種苗の生産、購入放流に要する経費の補助を令和4年度から再開したところです。アワビは、岩手県の漁業者に重要な資源であることから、引き続き、国に対してアワビ資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援を要望してまいります。(A) また、ナマコ種苗放流支援について、令和5年度は、県単独事業として種苗単価高騰分への補助を行っています。国に対し、これまでも磯根資源の回復に向けた支援を要望しており、引き続き、アワビ、ナマコ等磯根資源の回復に向けた種苗放流等への支援を強く要望してまいります。(B)	沿岸広域 振興局	水産部	A : 1、 B : 1
令和5年 7月20日 (木)	7 広域 バス路線 支援の要 件緩和に ついて	広域バス路線は、高度医療を必要とする地域住民の町外への通院など、生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要な役割を果たしております。 つきましては、広域バス路線の維持確保のため、次のとおり要望します。 ① 国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、実績輸送量要件の下限の撤廃及び平均乗車密度5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カットの適用除外の特例措置2項目の継続を国に対して働きかけること。 ② 県の補助事業である広域生活路線維持事業について、平均乗車密度の要件緩和を継続すること。	① 県は、令和6年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件の緩和やみなし運行回数カットの適用除外の特例措置の継続などを要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。(B) ② 広域生活路線維持事業について、平均乗車密度4人以上を要件としているのは、利用者が少ない場合、乗合バスの運行よりも効率的な運行手段が考えられるためですが、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえた特例措置を実施してきたところであり、令和6年度についても引き続き、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均乗車密度要件の緩和を継続します。(A)	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1、 A : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月20日(木)	8 物価等価格高騰に対する総合的な経済対策について	<p>新型コロナウイルス感染症、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、地域経済は大きな打撃を受けております。</p> <p>つきましては、疲弊した地域経済の早期回復を図るため、次のとおり要望します。</p> <p>① 地方創生臨時交付金の継続及び増額など、経済対策を実施するための財政支援を国に対して働きかけること。</p>	<p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月20日 (木)	9 市町村の人材確保に係る支援について	<p>人口減少や高齢化等に伴う社会構造の変化により、今後、更に多岐に渡って、行政需要が増大することが考えられます。</p> <p>令和4年度の本町の職員採用試験では、一般事務4人の募集に対し、4人採用決定をしたところ、3人から辞退の申し出があり、また、土木技師2人、保健師2人、栄養士1人の募集を行いました。応募者がなく人材確保に苦慮している状況であります。</p> <p>つきましては、人材確保の支援について次のとおり要望します。</p> <p>① 町が必要とする人材について、職員派遣や割愛職員による対応など、中長期的な人材支援を行うこと。 ② 特に、令和6年度は、平成28年台風第10号豪雨災害復旧事業に対応する水道事業系の土木技術職員1名が不足することから、引き続き職員派遣をお願いしたいこと。</p>	<p>人材の確保については、県内各市町村に共通する課題であるとともに、本県自治体にとっての重要な課題であると認識しております。</p> <p>県では、人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流等による市町村への県職員の派遣を行っているところです。</p> <p>県職員の派遣等については、派遣要請のあった市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して適任者を検討のうえで実施しているところであり、引き続き、関係部局とも協議しながら、市町村に対する必要な人材支援を行ってまいります。</p> <p>また、災害からの復旧・復興を着実に推進していくため、事業の進捗状況やニーズを踏まえながら、引き続き、専門的知識を有する人材の確保に取り組み必要なマンパワーが確保されるよう支援してまいります。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
令和5年 7月20日 (木)	10 地方港湾「小本港」の整備促進について	<p>小本港は、復興資材の移出入拠点として災害復旧事業と地域の復興事業に寄与してきましたが、三陸沿岸道路の開通により、大規模出入荷の新たな拠点として期待が寄せられています。</p> <p>つきましては、産業振興と地域経済の活性化を推進するため、次のとおり要望します。</p> <p>① 大型船が着岸できる-7.5m埠頭を早期に整備すること。 ② 小本港湾内の航路における海底の浚渫及び岩礁除去を実施すること。</p>	<p>1 港湾計画に位置付けられている水深7.5m岸壁等の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。(C)</p> <p>2 小本港については、水深5.5m岸壁を利用する船舶に対応した水深や航路幅が確保されており、一定の安全性が確保されている状況です。</p> <p>要望の内容については、水深7.5m岸壁の整備段階で検討が必要な事項であることから、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月20日(木)	11 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長について	<p>地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、本町において、地方創生事業の推進、企業との繋がり強化など、重要な役割を担っておりますが、制度の期限が令和6年度までとなっております。</p> <p>つきましては、地方創生の更なる強化・充実を図るため、次のとおり要望します。</p> <p>① 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限の延長を国に対して働きかけること。</p>	<p>地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、令和2年度の制度改正において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化などにより、地方公共団体(地域住民)と企業の双方にとってメリットのある制度となっておりますが、適用期限は国の第2期「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」の対象期間に合わせ、令和6年度までとされています。</p> <p>引き続き、東京一極集中の解消に向けた地方創生の取組を推進するため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用促進や適用期限の延長について、全国知事会等とも連携しながら国に対し要望して参ります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1